

通学路危険箇所一覧

平成29年3月30日現在

通番	学校名	提出No	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
1	十日市小	1	三次市十日市東2丁目9 オキダシ食料品店前	横断歩道の白線が消えかかっている。多くの児童が横断するため。塗りなおしてほしい。	警察	○横断歩道の再塗装		●			優先度の高い箇所から順次行っています。
2	十日市小	2	三次市十日市東2丁目13 三次防災前交差点	横断歩道の白線が消えかかっている。多くの児童が横断するため。塗りなおしてほしい。	警察	○横断歩道の設置（横断部の明示）		●			優先度の高い箇所から順次行っています。
3	八次小	1	国道183号線 四拾貫会館下～下井オート パーツ付近	通学時間は交通量が多く車もなかなか途切れません。左右とも緩やかなカーブになっており見通しが悪いので大人でも旗を使用して車を止めることが難しい状況です。庄原方面からは下り坂になっており車のスピードもかなり出ています。下校時はカーブと建物のために車が見えにくい状況で、子供たちだけで渡ことは非常に危険な場所です。	警察 県維持課	○信号機の設置（歩行者の安全確保） ○横断歩道の設置（横断部の明示）		●			【合同点検実施】 ・信号機の設置は困難であることから、減速効果を高めるため、横断歩道手前のセンターライン及び外側線の内側へドットラインを施工する(県維持課) ・横断歩道の視認性を高めるため国道横断歩道のカラー舗装化（県維持課）
4	八次小	2	市道三次畠敷線 畠敷町 休束塗装付近	側溝に蓋がないため車が通ると歩道の幅が狭くなり側溝に落ちる危険がある。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）歩道の確保			●		平成28年度に側溝蓋設置工事を実施し、外側線と併せてカラー舗装を実施しました。
5	八次小	3	市道四拾貫後山線 四拾貫町 麻原様宅横から三田様宅下	尾道松江道路の開通により交通量が増加しています。通学時間帯、農免道から国道へ向かう車は下り坂でもあるためかなりスピードが出ています。また、緩やかなカーブになっており見通しが悪く横断する児童に気づきにくい場所です。	市土木課 警察	○車道への減速表示（安全な歩行空間の確保） ○横断歩道の設置（横断部の明示） ○横断歩道手前の「ストップ」表示（安全教育）		●			【合同点検実施】 ・減速表示等の設置を検討します。（市土木課） ・横断歩道の設置については検討します。（警察）
6	青河小	1	国道54号線 青河町1330-3 漆原酒店横の歩道橋	○全体的に錆びて塗装面が剥離しているため、手でさわると怪我をする危険度が高い。 ○鉄骨の腐食が進んでいる部分もあり、耐震性に不安を抱えている。	国道路管理課	○歩道橋の改修 ○耐震点検		●			H29点検、H30補修(予定)
7	神杉小	1	県道青河江田川之内線 三次市高杉町 杉山橋付近から三区集会所付近 №38関連	江田川之内町・高杉町から通学するほとんどの児童の通学路である。送迎通勤の車両や自転車通学の生徒も多い路線である。片側外側線を付けてもらったので登校時は本年度4月6日より一部左側通行をして登校している。通学路では一列に並んで登下校しているが、歩道部幅52cmの狭所があり水路に転落する危険性がある。増水する危険性もたかいので安全確保のため転落防止柵の設置を希望する。 さらに段上から児童が右側通行で降りてくるためその道に横断歩道を設置してほしい。	市土木課 警察	○カラー舗装（歩道部の明確化） ○横断歩道の設置(横断部の明示) ○転落防止柵の設置(安全確保)			●		【合同点検実施】 平成28年度にカラー舗装及び転落防止柵を設置しました。（市土木課） ・横断歩道の設置については困難です。（警察）
8	神杉小	2	県道青河江田之内線 三次市高杉町 市道西酒屋仁賀線	農免道ガード下付近で江田川之内町・高杉町から通学するほぼ全員の児童の通学路である。通学路頭上に取り付けられている空気弁カバーが経年劣化により破損している。現在カバー本体のみで支持されており、カバー留め具は欠損している状態である。児童が登下校する際、カバーが落下ことも予想され大変危険である。空気弁カバーの早期修繕を要望する。	市水道課	○その他 ボックスカルバート部において排水管（上水道）が横断している箇所の中央部に空気弁が設置してあるが、空気弁カバーが脱落落下の危険があり早期修繕を要望する。		●			・修繕については水道課への依頼を行います。（市教委）

通学路危険箇所一覧

平成29年3月30日現在

通番	学校名	提出No	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
9	神杉小	3	国道184号線 神和橋 江田川之内町 神和廻神交差点付近 №40関連	(1) 神和橋を渡って登校する児童は2年生1名3年生1名4年生1名で内2名は朝車一台がやっと通れる橋を渡り、交通量の絶えない中、横断歩道を通して通学している。横断歩道は、国道・三反田線・神和橋合流地点の凸部にあり、走行車から見えにくい上に5方向から車が走行する大変危険な場所である。側道から184号線に合流待ちの車両や184号線を速度超過して走行する車両も多く、通勤時間とも重なる登校時間帯は停車してもらえないことが多いらしい。尚更、身長の高い子どもは走行車両から見えにくから横断歩道に立っていても停車してもらえないことが多いそう。そういう状況で保護者が送り迎えをされていること日もある。 交通信号機の設置はかなり困難であるとの回答があったが、是非設置していただきたい。車両の安全運転や注意喚起のためにパトライトを設置するなどして子どもが安全に歩行できる環境を整えていただきたい。また、継続して通過車両の速度制限取締強化を実施していただきたい。 (2) 前原ふとん店方面から上がってくる車両については合流地点でいったん止まって確認できるよう停止線を設けていただきたい。 (3) 県道229号線「まっちゃん」前が児童の集合場所である。停止線や横断歩道の標示が消えかかっているので書き直してほしい。	県維持課 警察	- 横断歩道手前の「ストップ」表示(安全教育) - 車道への減速表示(安全な歩行空間の確保) - 信号機の設置(歩行者の安全確保)		●			【合同点検実施】 ・信号機の設置は困難であることから、減速効果を高めるため、横断歩道手前のセンターライン及び外側線の内側ヘドットラインを施工する(県維持課) ・横断歩道の視認性を高めるため国道横断歩道のカラー舗装化(県維持課)
10	田幸小	1	県道糸井塩町線 三次市大田幸町 塩町中学校バス停から青陵高校 グラウンド付近	道路幅が狭く、車の通行量が多い。小学生・中学生・高校生の通学者も多い。踏切から中学校までの歩道も狭いところがあり、朝は多くの中学生が自転車通勤で危険である。また高校生や中学生もよく通る駅前の道路も歩道がなく道幅も狭いので危険である。	市土木課	その他歩道がない区間があり、道幅が狭く通学時に危険である。解消してほしい。 県道 430号線(糸井～塩町線)バイパス道路の早期建設		●			県道糸井塩町線における本区間は、平成27年度から事業着手しています。
11	田幸小	2	市道志幸中央線 三次市志幸町	市道志幸中央線は、朝夕は学校への通学路であるが、通勤の際の抜け道として多くの自動車を利用している。ドライバーの中にはマナーの悪い人もおり、60～80KMかと思うようなスピードで通過する自動車もある。日々子供たちのことを心配している。	市土木課	- 路肩の除草(安全な歩行空間の確保) - 車道への減速表示(安全な歩行空間の確保) - カーブミラー設置(視距の確保)	●				平成29年度に、路面標示を整備予定です。「減速」×2箇所
12	田幸小	3	県道糸井塩町線 三次市大田幸町	十字路で塩町方面に行く道が急に細くなる。また、道路の高さがちがう。(整備された部分が高い。)ので見えにくい。スピードを出してくる自動車も多く危険である。	市土木課	車道への減速表示(安全な歩行空間の確保)	●				平成29年度に、路面標示を整備予定です。「幅員減少」×2箇所
13	和田小	1	県道知塩町線 三次市和知町	現場は長い直線道路から急なカーブに差し掛かるところであり、歩道との境に縁石はあるもののスピードを出しすぎて曲がりきれなくなった場合は、そのまま登校の列に突っ込んでくる可能性があり大変危険である。	市土木課	その他ガードレールの設置	●				平成29年度に、ガードレールの設置を検討します。(Gr-C-2B L=54.0m Co基礎)

通学路危険箇所一覧

平成29年3月30日現在

通番	学校名	提出 №	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開 始	事業 中	完了	不可	結果の内容
14	和田小	2	市道菅田本線 三次市向江田町菅田	市道菅田線は尾道松江道開通に伴い交通量が 増加している。しかし幅員は狭く車同士がす れ違うのにも苦労する。児童の登校時には通 勤で急いでいるせいかスピードを出している 車が多い。また歩道もなく幅員も狭いため何 度も危険な場面が見られた。	市土木課	○その他 道路の幅員拡張と歩道の設置		●			市道菅田本線のバイパス整備は、平成18年度 から事業を実施しています。
15	川地小	1	県道37号線 三次市下川立町団地前歩道 村井電気前	歩道のグレーチングが変形し滑りやすい。	県維持課	○その他 グレーチングの交換。(安全な歩行 空間の確保)		●			・グレーチングを交換します。
16	川地小	3	県道37号線 三次市下川立町 モルテンスタンピング辺りの 通学路	川地小学校から甲立方面へ向う37号線のほと んどの場所にガードレールがあるが、 本地点のみ切れている。歩道横は荒地であ り、高さもあるので転落しても気付かない可 能性もある	県維持課	○転落防止柵の設置(安全確保)				●	・高さが低く転落設置柵は設置できない。(県 維持課)
17	川西小	1	国道375号線 三次市三若町	国道375号線での追い越しやスピード超過 の車が多く危険である。児童が横断する「三 若橋横断歩道」付近と「三若交差点」(三若 町2536-2作業服の店かみかわ前横断歩道)付 近に押しボタン式信号機の設置、及び三若橋 から三若交差点までのガードレールの設置、 国道375号線を追い越し禁止区域(黄色実 線)にしてほしい。	県維持課 警察	○信号機の設置(歩行者の安全確 保) ○その他 ・ガードレール設置 ・追い越し禁止区域の指定		●			【合同点検実施】 ・信号機の設置及びガードレールの設置につ いては困難です。 ・減速効果を高めるため、横断歩道手前のセ ンターライン及び外側線の内側ヘドットライ ンを施工します。(県維持課) ・横断歩道の視認性を高めるため国道横断歩 道のカラー舗装化を実施します。(県維持
18	布野小	1	県道62号線 三次市布野町下布野戸河内 真光寺	真光寺近くの歩道が、登校班の集合場所であ る。そこが、ちょうどカーブになっているた め君田方面から国道54号に向かう車両がス ピードを出してくるため、危険である。そこ で、カーブ手前で減速を喚起するための、段 差ゼブラ舗装をしてほしい。	県維持課	○車道への減速表示(安全な歩行空間 の確保)				●	・減速のためのゼブラは、夜間等の騒音発生 による周辺への影響があり、設置は困難で す。
19	布野小	2	県道庄原作木線 三次市布野町下布野 布野保育所前	カーブミラーが傾いていて、正しく見えな い。また、倒れる危険性がある。	市土木課	○カーブミラー設置(視距の確保)		●			平成28年度に修繕します。
20	布野小	3	市道二井殿柳田線 三次市布野町上布野	通学道が上り坂から下り坂になって、児童の 姿が車から、見えないので、運転者に児童の 姿が確認できるミラー等を設置してほしい。	市土木課	○カーブミラー設置(視距の確保)			●		平成28年度に、路面標示を整備しました。 「減速」×2箇所
21	布野小	4	県道62号 三次市布野町下布野 JAガソリンスタンド	横断歩道(児童の通学路)の標識が、曲がっ ていて運転者に見えづらいので、必修してほ しい。	警察	○その他 標識の補修			●		補修済み
22	吉舎小	1	三次市吉舎町矢井 カイハラ産業㈱吉舎工場付近	通学路の除草を要する。	教育委員会	○路肩の除草(安全な歩行空間の確 保)				●	里道の管理は、受益者で行ってください。
23	八幡小	1	国道184号線 三次市吉舎町丸田 八幡小学校前	車道路肩が低くなっており、登校途中の児童 に通学中の車が通ると水しぶきがかかる。	県維持課	○水たまりの解消(歩道幅員の確保)			●		・排水孔の清掃を実施。(県維持課)
24	八幡小	2	国道184号線 三次市吉舎町丸田	業者の敷地内に大きなコンテナがあり、中か ら出てくる自動車が歩行者に見えない。運転 者からも歩行者が見えない。	県維持課	○その他 見通しが悪く危険				●	・民地の施設であり対応は困難です。
25	八幡小	3	県道28号 吉舎豊栄線 三次市吉舎町辻	見通しが悪く危険	県維持課 警察	○横断歩道の設置(横断部の明示) ○その他 見通しが悪く危険				●	【合同点検実施】 ・見通しは良い。 ・横断歩道の設置については困難であるた め、横断有の看板や横断旗の設置をPTAや 地域の対応でお願いしたい。
26	八幡小	4	国道184号線 三次市吉舎町辻	原形をとどめていないが、廃屋があり危険で ある。	市都市建築課	○その他 廃屋の除去				●	
27	三和小	1	県道52号世羅甲田線 三次市三和町羽出庭 ニイテック～長尾造園付近	車両の通行量が多く、速度も速いため路肩を 歩くまたは自転車に通学するのが非常に危 険。	県維持課	○その他 歩道の設置				●	・歩道の設置は、道路整備計画を立てて優先 順位をつけて実施しています。現在、計画区 間でないため、当面事業化は困難です。

通学路危険箇所一覧

平成29年3月30日現在

通番	学校名	提出 №	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開 始	事業 中	完了	不可	結果の内容
28	三和小	2	県道52号 三和町 三和町山村開発センターより 甲立方面に	登下校時交通量が多いうえ、カーブで下り坂 になっており危険。道路を横断しなければ、 集団登下校が難しい。	警察	○横断歩道の設置（横断部の明示）		●			【合同点検実施】 ・横断歩道の設置を検討します。（警察） ・側溝蓋の設置を検討します。（県維持課）
29	三和小	3	市道羽出庭114号線 三次市三和町羽出庭	低学年児童の通学路で路肩にガードレールが ないので危険。	市土木課 教育委員会	○その他 ガードレールの設置				●	・車道幅員が狭小であるため、ガードレール 設置により車両通行に支障が生じます。（市 土木課） ・歩道整備された県道世羅甲田線等の通学路 の変更を検討してください。（市教委）
30	三和小	4	市道小原田高良線 市道小原田山崎線 三次市三和町上板木 みわ文化センター裏	農作業軽トラックや自家用車が頻繁に通る道 路でありながら交差点の見通しが非常に悪 い。	市土木課	○カーブミラーの設置（視距の確 保）	●				平成29年度に、交差点で一旦停止し、左右確 認するよう、道路の主従関係を明示する路面 標示を整備します。
31	三和小	5	市道上板木宮崎線 三次市三和町上巻	・歩道に木の枝が出ているところがあるので 危険。 ・外灯が少なく日没が早い冬季は危険。 ・小学生はバス通学だが、中学生は通学路と なる。	市土木課 教育委員会	○路肩の除草（安全な歩行空間の確 保） ○その他 外灯の設置			●		通行に支障となる樹木は伐採します。 街路灯の新設は、横断歩道が伴う交通量が多 い幹線道路の交差点への設置を優先します。 地域やP T A等により防犯灯の設置を検討し てください。
32	八次中	1	県道知和三次線 三次市畠敷町 吉永自動車・三喜八附近 №144関連	信号機が無く、坂道であることから見通し が悪く、運転手から生徒が見えにくい。	市土木課	○横断歩道手前の「ストップ」表示 （安全教育） ○カラー舗装（歩道部の明確化） ○車道への減速表示（安全な歩行空間 の確保） ○その他 通学路表示			●		平成28年度に路面標示及び道路照明を設置し ました。
33	君田中	1	県道木呂田本郷線 三次市君田町東入君 J A三次君田支店ライスセン ター 付近	本路線は、自転車通学生の通学路になって おり、昨年、路面の段差で自転車のハンドル を取られ転倒し怪我をした。 現在は除草作業をされているが、夏前の路 肩の草が伸びた場合は、歩道も無いため、道 幅が狭くなりとても危険である。また大型ト ラックもよく通行している。	市土木課	○路肩の除草（安全な歩行空間の確 保） ○その他 道路表面の継ぎ接ぎによ る段差及び穴の解消（再舗装）	●				年2回の道路除草を実施します。 路面補修を検討します。
34	君田中	2	主要地方道三次高野線 三次市君田町西入君 南雨洞門付近	日暮れが早くなると、上記の付近は1km近 く真っ暗になり、防犯上危険である。	県維持課	○その他 道路への街灯設置（防犯 対策）				●	・県では防犯灯は設置しません。（道路照明 は、交差点、横断歩道等特に夜間に車両から の視認性を高める必要のある箇所に設置して います）（県維持課） ・防犯灯の設置の設置については、自治組織 などから直接市危機管理課へ要望してくださ い。
35	君田中	3	主要地方道三次高野線 三次市君田町西入君 君田郵便局付近	自転車通学の生徒が、通行するための妨げ となったり、落ち葉等が濡れていると滑って 転倒の危険性がある。	県維持課	○路肩の除草（安全な歩行空間の確 保） ○路面の枯葉等の撤去（安全な歩行空 間の確保）			●		・除草は年一度の実施となっています。その 他状況によって判断します。
36	君田中	4	主要地方道三次高野線 三次市君田町西入君 君田いちご農園付近	民家の植木等の枝が歩道に出ていて、自転 車通学の生徒が、通行する妨げとなってい る。	県維持課	○路肩の除草（安全な歩行空間の確 保）			●		・除草は年一度の実施となっています。その 他状況によって判断します。

通学路危険箇所一覧

平成29年3月30日現在

通番	学校名	提出 №	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
37	君田中	5	主要地方道三次高野線 三次市君田町泉吉田 道の駅ふぉレスト君田から口 和方面	泉吉田方面より通学する生徒が、歩道が無いため狭い車道を自転車で通学している。特に高野線は道が狭くとても危険である。	県維持課	○その他 歩道の設置（歩行者の安全確保）					・歩道の設置は、道路整備計画を立てて優先順位をつけて実施しています。現在、計画区間でないため、当面事業化できません。
38	君田中	6	市道本郷大柳線 県道木呂田本郷線から小中学校方面 三次市君田町東入君 伊木工務店前から小学校前	歩道がタイルのため、見かけはきれいであるが、雨や雪が降ると坂道であるため転倒しやすく大変危険である。（自転車、歩行者共に）	市土木課 教育委員会	○その他 歩道表面の改良（安全教育）					・当箇所は勾配がありますので、降雨や積雪時には、転倒の恐れがあります。注意喚起に努めて頂くをお願いします。
39	作木中	1	県道62号線 三次市作木町上作木～下作木 西野口A'停付近～中学校前	便坂トンネル出口から旧道との合流地点附近までの下り坂約1km弱の歩道には「自転車通行可」標識が複数本あるものの、その先は中学校正門前に1本あるだけである。この間約3kmにわたって1本も標識が設置されていない。上作木方面からの自転車通学生徒の大半はこの間を通学するため、「自転車通行可」標識の増設を行ってほしい。	警察	○その他 歩道の「自転車通行可」標識の増設					・通行可の標識増設については設置困難です。
40	吉舎中	1	県道28号線 三次市吉舎町辻 奥田元実実家手前カーブ	歩道が無く、大変危険である。	県維持課	○その他 歩道の設置（歩行者の安全確保）					・歩道の設置は、道路整備計画を立てて県内で優先順位をつけて実施しています。歩行者交通量も少なく、当面事業化は困難です。
41	三良坂中	1	県道78号線 三良坂総領線 三次市三良坂町灰塚 のぞみが丘入口付近（三良坂方面から総領方面に向けて）	のぞみが丘入口付近では、車の往来が激しく横断歩道がないので、生徒が道路を横断するのに危険である。	警察	○横断歩道の設置（横断部の明示）		●			【合同点検実施】 ・のぞみが丘入口の交差点は坂道直前になるため横断歩道の設置は困難であるため、灰塚コミュニティセンターよりの交差点への設置を検討します。
42	三和中	1	県道52線 三和町羽出庭	歩道がなく、溝も深くで危険。	県維持課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）歩道の確保 ○路肩の除草（安全な歩行空間の確保）			●		・除草は年一度の実施となっています。その他状況によって判断します。
43	甲奴中	1	市道梶田4号線 三次市甲奴町梶田 梶田上交差点付近	中学校から県道27号線を横断するとき、左右に障害物が見通しが悪い。	市土木課 教育委員会	○カーブミラー設置（視距の確保）					・通学路としては、歩道があり支障ありません。車両通行によるものは、別に要望してください。
44	甲奴中	2	県道27号 三次市甲奴町西野 甲奴支所付近	交通量が多く、橋の車道幅ともに歩道幅が狭い。	県維持課	○その他 橋を渡る手前の歩道幅を広くする。		●			・現在道路改良事業を進めています。
45	三次小 三次中	1	落岩交差点～祝橋西詰交差点	当該区間は、三次小学校及び三次中学校の通学路であるが、歩道は狭く、危険な状況となっており、歩行者・自転車通行者の安全性の確保が求められている。	県工務課	道路拡幅、広幅員の歩道設置		●			（都）巴橋栗屋線 街路事業にて現道拡幅（両側歩道設置）工事を実施予定
46	三次小 三次中	2	祝橋	本橋梁（祝橋）は、三次小学校及び三次中学校の通学路である。架設後95年、移設後57年が経過し、老朽化が著しく危険な状況であり、早急な架け替えが必要である。	県工務課	橋梁架け換え		●			道路改良事業にて、橋梁架け換えを検討中。
47	三次小・中 作木小・中	1	国道375号線 三次市日下町～作木町	三次市日下町～作木町香淀地内は幅員は3m程度と狭隘で見通しも悪く、離合困難な箇所となっており、円滑な交通が困難な状況にあり、児童生徒にとって大変危険である。	県工務課	○道路を拡幅し、歩道を設置する。		●			・現在道路改良事業を進めています。
48	三次小	1	市道 三次84号線 三次市三次町 R375～島衣農店	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学児童と車両の接触の危険性がある。道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備を検討します。

通学路危険箇所一覧

平成29年3月30日現在

通番	学校名	提出 №	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開 始	事業 中	完了	不可	結果の内容
49	三次小	2	市道 三次83号線 三次市三次町 R375～西中町郵便局～中 ペーカリー	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学 児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備を 検討します。
50	三次小	3	市道 三次75号線 三次市三次町 R375～県警アパート～三 次80号線	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学 児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備を 検討します。
51	酒河小	1	市道 丸島砂脇線 三次市西酒屋町 県道三次インター線～市道西 酒屋仁賀線	車両や歩行者の通行量が多いため、車道と歩 道を合わせた道路整備をお願いする。	市土木課	○その他 道路改良し、歩道を確保	●				歩行空間の確保を検討します。
52	酒河小	2	市道 酒河38号線 三次市西酒屋町 県道三次インター線～市道西 酒屋仁賀線	車両や歩行者の通行量が多いため、車道と歩 道を合わせた道路整備をお願いする。	市土木課	○その他 道路改良し、歩道を確保	●				歩行空間の確保を検討します。
53	十日市小	1	市道 十日市293号線 三次市十日市西二丁目 市宮下原住宅付近	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学 児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備を 検討します。
54	十日市小	2	市道 下原本通り線 三次市十日市西五丁目 R183～JR西三次駅	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学 児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備を 検討します。
55	十日市小	3	市道 下原西三次駅前線 三次市十日市西三丁目～南七 丁目	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学 児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備を 検討します。
56	十日市小	4	市道 十日市堂山線 三次市十日市東一丁目～東四 丁目 市道上原北交差点～江草商店	歩道に段差があり、歩行に支障がある。 また、車両の通過交通が多く歩道が無いた め、通学児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保） ○段差の解消(安全な歩行空間の確 保)	●				歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備を 検討します。
57	八次小	1	市道 八次48号線 三次市畠敷町 休束塗装店～県道知和三次線	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学 児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保と、 カラー舗装により歩行部の明示化をお願いし たい。	市土木課	○カラー舗装（歩道部の明確化） ○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				平成29年度から、歩道幅員確保対策として、 側溝蓋掛の整備を検討します。
58	八次小	2	市道 八次19号線 三次市畠敷町 藤本宅～王子集会所	車両の通過交通が多く歩道が無いため、通学 児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）		●			平成28年度から、歩道幅員確保対策として、 側溝蓋掛の整備しています。
59	八次小	3	市道 西酒屋三高線 三次市南畑敷町 小川眼科～マツダ	車両や歩行者の通行量が多いため、車道と歩 道を合わせた道路整備をお願いする。 また、車両の通過交通が多く歩道が無いた め、通学児童と車両の接触の危険性がある。 道路側溝に蓋掛けによる歩行空間を確保をお 願いしたい。	市土木課	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）		●			歩道幅員確保対策として、側溝蓋掛の整備の ための事業をH28年度から実施中です。
60	十日市中	1	国道54号 三次市西酒屋町船所 船所交差点付近	歩道の導線が悪く、歩行者や自転車の通学に おいて複数の国道横断を伴い、非常に危険で ある。	国土交通省	○側溝蓋設置（歩道幅員の確保）	●				
61	八次中	4	市道 八次36号線 三次市四拾貫町 塩迫池付近	車両や歩行者の通行量が多いため、車道と歩 道を合わせた道路整備をお願いする。	市土木課	○その他 道路改良し、歩道を確保		●			平成28年度から、道路改良整備をしていま す。